

昭和三十九年農林省令第三十五号

漁業災害補償法施行規則

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)及び漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)の規定に基づき、並びに同法令を実施するため、漁業災害補償法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 漁業共済組合等の組織及び監督 (第一

条—第十八条)

第二章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則 (第十九条—第四十三条)

第二節 漁獲共済 (第四十四条—第五十四条)

第三節 養殖共済 (第五十五条—第七十一条)

第四節 特定養殖共済 (第七十七条の三—第七十七条の二十)

第五節 漁業施設共済 (第七十二条—第八十条)

第三章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業 及び漁業共済事業 (第八十二条—第八十四条)

第四章 国の助成 (第八十五条—第八十九条)

第五章 雜則 (第九十条—第九十三条)

附則 第三章の二 政府の漁業共済保険事業 (第八十四条の二—第八十四条の七)

(情報通信の技術を利用する方法)

第一条 漁業災害補償法 (以下「法」という。)

第十六条 第三項 (法第四十五条第九項 (法第六十七条第三項において準用する場合を含む。) 及び法第六十七条第一項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 電磁的記録媒体 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。) をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作付する方法

(組合の脱退者に対する払戻しの停止)
第二条 法第二十条第二項 (法第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員は、その脱退出した漁業協同組合又は漁業協同組合連合員又は会員として漁業共済事業に係る組合員又は会員として漁業共済事業に係る組合との間に漁業共済事業に係る組合の脱退者が成立している者以外の者とする。

第三条 法第二十一条第一項の承認は、その出資口数の減少によって、当該組合員の組合への出資額の当該組合員に係る当該事業年度における漁業共済事業の利用分量の額に対する割合が他の組合員の組合への出資の合計額の他の組合員に係る当該事業年度における漁業共済事業の利用分量の合計額に対する割合を下ることならぬ場合であつて、その出資口数の減少によつて組合の漁業共済事業の運営に支障を生ずることとならないときは、しなければならない。

第四条 法第三十一条第三項 (法第六十七条第二項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める方法は、第一条第二号に掲げる方法とする。

(組合の出資口数の減少の承認基準)

第五条 法第三十一条第三項 (法第六十七条第二項において準用する場合を含む。) の農林水産省令で定める方法とする。

第六条 組合の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならぬ。

(組合の創立費)
第七条 組合の設立の認可の申請書に添附すべき書面

第八条 法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 法第一百四条各号に掲げる漁業の種類並びに法第一百十四条に規定する養殖業の種類及び法第一百五十五条の二に規定する特定養殖業 (以下「特定養殖業」という。) の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数

二 設立後三年間の事業予定計画及び収入支出の概算

(組合の設立の認可の要件に関する特例)

第九条 法第四十七条第三号の農林水産省令で定める都道府県の区域は、その都道府県の区域 (二以上の都道府県の区域をその地区とする組合については、当該二以上の都道府県の区域。

第十一条 法第五十条第四項ただし書の農林水産省令で定める事項は、当該組合における組合員の全てを通して直接の構成員たる中小漁業者 (法第四十七条第三号に掲げる漁業、法第一百四条に規定する養殖業、特定養殖業又は法第二百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。) の合計数が、当該組合の地区たる都道府県の区域内に住所を有する中小漁業者 (組合員たる資格を有する者の直接の構成員たる中小漁業者であつて、法第一百四条各号に掲げる漁業、法第一百十四条に規定する養殖業、特定養殖業又は法第二百二十六条第一項に規定する養殖施設若しくは漁具を使用する漁業若しくは養殖業を営む者に限る。) の合計数の三分の一以上であることとする。

第十二条 組合の合併の認可の申請は、法第五十条第一項の設立委員又は合併後存続する組合の理事がしなければならない。

第十三条 前項の認可の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一 合併によつて解散する組合の名称及び住所を記載した書面

二 合併の理由を記載した書面

一 漁業災害補償法施行令 (以下「令」といふ。) 第六条第一号の内水面において漁業を営み若しくはこれに從事し、若しくは河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合又は当該漁業協同組合を主たる会員とする漁業協同組合連合会の区域を超える区域を地区とする。前二号に掲げるもの以外のものより組合に総代会を開催するときは、定款に総代の員数、任期及び選舉に関する規定を記載しなければならない。

(総代会の設置)

第五条の二 法第四十三条の二第一項の規定により組合に総代会を開催するときは、定款

第六条 組合の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならぬ。

(組合の創立費)

第七条 組合の設立の認可の申請書に添附すべき書類

第八条 法第四十六条の事業計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 法第一百四条各号に掲げる漁業の種類並びに法第一百十四条に規定する養殖業の種類及び法第一百五十五条の二に規定する特定養殖業 (以下「特定養殖業」といふ。) の種類ごと並びに組合の地区に係る都道府県の区域ごとのその漁業又は養殖業を営む中小漁業者で当該区域内に住所を有するものの数、その中小漁業者によるその漁業又は養殖業に係る漁獲金額の総額及びその中小漁業者のうちその漁業又は養殖業を主として営むものの数並びに共済目的の種類ごとのその中小漁業者が営む漁業又は養殖業に供用する養殖施設又は漁具の数

二 設立後三年間の事業予定計画及び収入支出の概算

(組合の設立の認可の要件に関する特例)

第十二条 組合の合併の認可の申請は、法第五十条第一項の設立委員又は合併後存続する組合の理事がしなければならない。

第十三条 前項の認可の申請は、申請書に次に掲げる書類を添付してしなければならない。

一 合併によつて解散する組合の名称及び住所を記載した書面

二 合併の理由を記載した書面

べた債権者があるときは、これに対し、弁済をし、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてその債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 合併によつて設立する組合又は合併後存続する組合の定款、共済規程、事業計画並びに理事及び監事の氏名及び住所

(決算報告)

第十二条の二 法第六十条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

四 出資一口あたりの分配額

前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

第十三条 組合の清算結了届に添付すべき書面

(組合の清算結了届に添付すべき書面)

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

(組合の清算結了届に添付すべき書面)

第三会の承認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

第十四条 漁業共済組合連合会(以下「連合会」という。)が成立したときは、その設立に同意した組合(発起人を含む)以外の組合は、遅滞なく、書面によつて出資の引受けをしなければならない。連合会が成立した後に組合が成立了ときも、同様とする。

2 前項の場合において、電磁的方法(法第十六条に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により議決権を行うことが当該連合会の定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該組合は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(法第三十一条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。)により

行われた出資の引受けは、連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該連合会に到達したものとみなす。

六 合併による組合を除く。には、当該引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならない。

(事業計画に記載すべき事項)

第十五条 法第六十七条第三項において準用する法第四十六条の事業計画には、設立後三年間の事業予定計画及び収入支出の概算を記載しなければならない。

(事業計画に記載すべき事項)

第十六条 連合会の会員、管理、設立並びに解散及び清算に関する事項については、前二条に規定するもののほか、第三条から第五条まで、第六条、第七条、第十一条及び第十三条の規定を準用する。

第十七条 法第六十七条の八第一項の規定により連合会に総代会を設けようとするときは、定款に総代の員数、任期及び選挙に関する規定を記載しなければならない。

(総代会の設置)

第十八条 令第一条第三項及び第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 報告を徵し、若しくは検査を行い、又は処理をした組合(法百第一条第一項の規定により組合から事務の委託を受けた者を含む。)

二 報告を徵し、若しくは検査を行い、又は処理をした年月日

三 徴収した報告の内容若しくは検査の結果又は処分の内容

四 その他参考となる事項

2 前項の規定は、令第一条第四項の規定による通知について準用する。

第二章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則

(申込書の記載事項)

第十九条 法第八十条第一項の申込書は、少なくとも、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物(法第七十八条第二項に規定する養殖水産動植物をいう。以下同じ。)、養殖施設又は漁具の基

本的な操業、管理又は供用の条件又は方法のか、その申込みをする者が組合の組合員たる二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員である場合(その申込みをする者が組合の組合員である場合を除く。)には、当該二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会のうちその組合員又は会員として共済契約の締結の申込みをしようとするものの名称をその記載事項としなければならない。

(申込証拠金)

第二十条 法第八十条第二項の農林水産省令で定める共済契約は、法第四百四条第一号に掲げる漁業(以下「第二号漁業」という。)に係るものにあつては令第二十五条第二項第一号に規定する申込みに係る共済契約、法第一百四十四条の政令で定める養殖業に係るものにあつては同項第二号に規定する申込みに係る共済契約、特定養殖業に係るものにあつては同項第四号に規定する申込みに係る共済契約とする。

第二十一条 組合は、法第八十条第二項の規定により提供させた申込証拠金(以下この条において単に「申込証拠金」という。)に係る共済契約の締結を拒んだときは、遅滞なく、当該申込証拠金を返還しなければならない。

2 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が、当該共済契約に係る共済契約者(法第八十二条第一項の共済契約者をいう。以下同じ。)が同項の規定により組合に支払うべき金額(以下この条において「支払共済掛金の金額」という。)に不足しないときは、当該申込証拠金は、当該共済契約が成立した時に当該支払共済掛金の金額に充当する。この場合において、当該申込証拠金の金額が当該支払共済掛金の金額をこえるときは、組合は、遅滞なく、そのこえる部分の金額を返還しなければならない。

3 申込証拠金に係る共済契約が成立した場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る共済契約者に通知しなければならない。この場合において、当該申込証拠金の金額が支払共済掛金の金額に不足するときは、組合は、遅滞なく、その不足する部分の金額を当該共済契約に係る全員非操業年(当該中小漁業者のいざれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。)又は全員異常操業年(当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。)でない年が三年以上ないとき。

口 口に掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日(周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日(二月前)の日。以下この条及び第五十一条において同じ。)前五年間の該共済責任期間の開始日(周年操業をする漁業に係るものについては、当該共済責任期間の開始日(二月前)の日。以下この条及び第五十一条において同じ。)又は異常操業年(被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。第二号、第三号及び次節において同じ。)又は異常操業年(被共済資格者の営む当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。第二号、第三号及び次節において同じ。)でない年が三年以上ないとき。

口 口に掲げる組合員である場合には、当該共済責任期間の開始日前五年間のうちに同号口に規定する中小漁業者の営む当該漁業に係る全員非操業年(当該中小漁業者のいざれもが当該漁業の操業を行わなかつた年をいう。)又は全員異常操業年(当該中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業の基本的な操業の条件又は方法と著しく異なると認められる年をいう。)でない年が三年以上ないとき。

第一号漁業のうち釣りによつてぶりをとる漁業」という。)及び令第六条第二号に掲げる漁業(以下「定置漁業」という。)以外の漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約

(第六号に掲げるものを除く。)にあつては、
 次に掲げるとおりとする。
 イ 被共済資格者が法第二百五条第一項第二号
 イに掲げる組合員又は組合員の直接の構成
 員たる中小漁業者である場合には、当該共
 済責任期間の開始日前五年間のうちにその
 営む当該漁業に係る非操業年又は異常操業
 年でない年がないこと。
 ロ 被共済資格者が法第二百五条第一項第二号
 ハに掲げる団体である場合には、当該共済
 責任期間の開始日前五年間のうちにその構
 成員の営む当該漁業に係る全員非操業年
 (当該構成員のいすれもが当該漁業の操業
 を行わなかつた年をいう。第三号ロにおい
 て同じ。)又は全員異常操業年(当該構成
 員の全てを通ずる当該漁業の基本的な操業
 の条件又は方法が当該共済契約に係る漁業
 の基本的な操業の条件又は方法と著しく異
 なると認められる年をいう。第三号ロにお
 いて同じ。)でない年がないこと。
 ハ ぶり飼付漁業に属する漁業に係る漁獲共済
 の共済契約(第六号に掲げるものを除く。)
 にあつては、次に掲げるとおりとする。
 イ 被共済資格者が法第二百五条第一項第二号
 ハに掲げる組合員又は組合員の直接の構成
 員たる中小漁業者である場合には、当該共
 済責任期間の開始日前五年間のうちに当該
 被共済資格者の営む当該漁業に係る非操業
 年又は異常操業年でない年が二年以上ない
 こと。
 ロ 被共済資格者が同号ハに掲げる団体であ
 る場合には、当該共済責任期間の開始日前
 五年間のうちにその構成員の営む当該漁業
 でない年が二年以上ないこと。
 四 定置漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共
 済契約(第六号に掲げるものを除く。)にあ
 つては、当該共済責任期間の開始日前五年間
 のうちに当該被共済資格者による同位置定置
 漁業(当該共済契約に係る定置漁業とその漁
 業に属する漁業のを除く。)にあ
 つては、当該共済責任期間の開始日前五年間
 のうちに当該被共済資格者による同位置定置
 漁業(当該共済契約に係る定置漁業とその漁
 業が法第二百五条第一項第二号ハに掲げ
 る団体であるときは、その構成員のいすれか
 が当該同位置定置漁業の操業を行つた年)が
 ないこと。

五一 特定養殖共済の共済契約(第六号に掲げる
 ものを除く。)にあつては、当該共済責任期
 間の開始日前五年間のうちに当該被共済資
 格者(法第二百五条の三第一項の被共済資格
 者をいう。以下この号において同じ。)の営
 営する特定養殖業に係る非操業年(被共済資
 格者の営む当該特定養殖業の養殖が行われな
 かった年をいう。)又は異常操業年(被共済資
 格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖
 殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく
 異なると認められる年をいう。)でない年が
 ないこと。
 六二 第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済又
 は特定養殖共済の共済契約であつて被共済資
 格者が法第二百五条第一項第二号ロ又は第二百二
 十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であ
 るものにあつては、法第二百五条第一項第二号
 ロ又は第二百五条の三第一項第二号に規定
 する規約を定めている中小漁業者のうちに、
 その者を第二号イ、第三号イ、第四号又は前
 号の被共済資格者とした場合における当該共
 済契約について、それぞれ第二号イ、第三号
 イ、第四号又は前号に掲げる事由があること
 となるものがあること。
 一 漁獲共済にあつては、当該被共済者
 (法第二百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあ
 つては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二
 号ロに掲げる組合員にあつては同項第二号ロ
 に規定する規約を定めている中小漁業者、同
 項第二号ハに掲げる団体にあつてはその構成
 員。以下この号において同じ。)の営む当該
 漁業又は当該被共済者と当該漁業に關し近似
 する事情の存する当該漁業に係る漁獲共済の
 他の被共済資格者(同項第一号イ又は第二号
 イの被共済資格者をいい、同項第一号ロに規
 定する中小漁業者を含む。)の営む当該漁業
 の操業に関する過去における実績を基礎とし
 て組合が定める共済限度額又は単位共済限度
 額の概算額及び共済掛金率の概算率並びに當
 該共済契約で定める共済金額又は共済金額の
 共済限度額(第二号漁業に属する漁業に係る
 の方法をおおむね同じくする定置漁業を行
 う。以下同じ。)の操業が行われた年(被共
 済資格者が法第二百五条第一項第二号ハに掲げ
 る団体であるときは、その構成員のいすれか
 が当該同位置定置漁業の操業を行つた年)が
 ないこと。

二一 養殖共済にあつては、当該被共済者の営む
 当該養殖業又は当該被共済者と当該養殖業に
 関し近似する事情の存する当該種類の養殖業
 に係る養殖共済の他の被共済資格者(法第二百
 六条第一項の被共済資格者をいう。)の営
 営する特定養殖業の養殖が行われな
 かった年をいう。)又は異常操業年(被共済資
 格者の営む当該特定養殖業の基本的な養殖
 殖業の基本的な養殖の条件又は方法と著しく
 異なると認められる年をいう。)でない年が
 ないこと。
 二二 養殖共済にあつては、当該被共済者の営む
 当該養殖業に對する割合並びに当該共
 済債額に対する割合及び当該共済契約に
 係る共済掛金率又はその概算率により算出す
 こと。

二三 特定養殖共済にあつては、当該被共済者
 (法第二百五条の三第一項第二号に掲げる
 組合員にあつては、同号に規定する規約を定
 めている中小漁業者。以下この号及び次号に
 おいて同じ。)の営む当該特定養殖業又は当
 該被共済者と当該特定養殖業に關し近似する
 事項の存する当該特定養殖業に係る特定養殖
 共済の他の被共済資格者(同項第一号の被共
 済資格者をいう。次号において同じ。)の営
 営する実績を基礎として組合が定める共済限度額
 又は単位共済限度額の概算額及び共済掛金率
 の概算率並びに当該共済契約で定める共済金
 額又は共済金額の共済限度額(被共済者が同
 項第二号に掲げる組合員であるときは、同号
 に規定する規約を定めている中小漁業者の全
 部の金額とその確定した金額との合計額)が概
 算金額をこえることが明らかになつたときにお
 けるその一部の金額の精算についても、同様と
 する。

二四 第二十五条 法第八十二条第一項後段の規定によ
 り共済掛金を概算金額をもつて支払った場合
 (同条第二項の規定により分割支払をした場合
 を除く。)において、当該共済契約に係る共済
 債額を確定することができるようになつたとき
 は、組合及び共済契約者は、滞滯なく、
 その精算を行わなければならない。当該共済
 債額につき、その一部の金額を確定することができ
 るようになつた場合において、その一部の
 債額(既に確定した金額があるときは、その一
 部の金額とその確定した金額との合計額)が概
 算金額をこえることが明らかになつたときにお
 けるその一部の金額の精算についても、同様と
 する。

二五 第二十六条 法第八十二条第二項の規定により共
 済掛金の分割支払をする場合におけるその第一
 回の支払金額は、共済掛金(当該共済掛金が法
 第百九十五条第一項又は第二百九十五条の二第一
 項の規定による補助に係るものであるときは、
 その補助に係る部分を除く。)の金額の八分の
 一以上で共済規程で定める割合とする。ただ
 し、法第八十二条第一項後段の規定により共済
 支払金を概算金額をもつて支払う場合には、その
 概算金額(当該共済掛金が法第二百九十五条第一
 項又は第二百九十五条の二第一項の規定による補
 助に係るものであるときは、その補助に係る部
 分を除く。)の八分の一以上で共済規程で定め
 る割合とする。

組合は、法第八十二条第一項の規定による共済掛金の分割支払（同条第一項後段の規定により概算金額をもつてする分割支払を含む。次項において同じ。）について、その第二回以降の支払金額及び支払期限並びに精算に関する事項を共済規程で定めなければならない。この場合において、その支払期限は、当該共済契約に係る共済責任期間の三分の二を経過する日までの範囲内としなければならない。

組合は、特別の事由があるときは、第一項及び前項後段の規定にかかるわらず、法第八十二条第二項の規定による共済掛金の分割支払をする場合における第一回の支払金額及び第二回以降の支払期限について、共済規程で、特例を定めることができる。

（共済証書の記載事項）

第二十七条规定 法第八十四条第一項の共済証書には、漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済又は漁業施設共済の別、共済掛け金の金額及びその支払の方法、共済責任期間の開始日及び終了日、共済契約者の氏名又は名称、共済契約の締結の年月日並びに共済証書の作成の年月日のほか、次に掲げる事項を記載し、組合の代表権を有する者が記名押印しなければならない。

一 漁獲共済にあつては、次に掲げる事項

イ 漁業の種類

ロ 共済限度額又は単位共済限度額

ハ 共済金額又は共済掛け金の共済限度額に対する割合

二 法第一百十三条第四項の特約があるときは、当該特約の内容

二 養殖共済にあつては、次に掲げる事項

イ 養殖業の種類

ハ 共済金額又は共済金額の共済限度額に対する割合

二 法第一百十三条第四項の特約があるときは、当該特約の内容

二 法第一百三十九条の二の特約があるときは、当該特約の内容

二 法第一百三十六条の二の特約があるときは、当該特約の内容

二 法第一百三十九条第一項の割合

二 法第一百三十九条の特約の有無

二 法第一百三十六条规定 法第八十二条第一項後段の規定により共済掛け金が概算金額をもつて支払われている場合には、前項の共済掛け金の金額、共済限度額又は単位共済限度額及び共済金額は、それぞれ共済掛け金の概算金額、第二十二条规定第一号又は第三号の共済限度額又は単位共済限度額の概算額及び同様第二号又は第四号の共済金額の概算額により記載するものとする。

（損害防止等の費用の負担）

第二十八条规定 法第八十六条後段の規定により組合の負担とする費用の金額は、同条前段の指示に基づき処置をしたため同条の被共済者が負担した費用のうち当該処置をするために通常必要とされるものの金額に、漁獲共済については共済金額の共済限度額（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第一百五条第一項第二号に掲げる組合員であるとき）、同項第二号口に規定する規約を定めている中小漁業者のすべてを通じた単位共済限度額（合計額）に対する割合、養殖共済にあつては共済金額の合計額に対する割合、特定養殖共済にあつては、単位漁場区域（法第一百八十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）

ホ 内水面において営む養殖業にあつては、事業場の所在地

ヘ 法第一百八十八条第一項の申出があるときは、当該申出の有無

ト 法第一百二十四条第二号の規定により組合が共済規程で指定する単位漁場区域であるときは、当該単位漁場区域につき指定する割合

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

チ 法第一百二十三条第二項ただし書きの特約の有無

リ 法第一百二十四条第三項又は第四項の特約があるときは、当該特約の内容

二 特定養殖業の種類

イ 共済限度額又は単位共済限度額

ハ 共済金額又は当該共済金額の共済限度額に対する割合

四 第二十九条 法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める相当の期間は、同項に規定する死亡、合併による解散、分割又は譲渡しがあった日から十五日とする。

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第三十条 法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第三十五条第四項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにすることとする。

（共済掛け金の払戻し）

第三十一条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の經營の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させるものに限る。）をした場合において法第九十条第一項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済掛け金（当該共済掛け金が法第一百九十五条第一項又は第一百九十五条の二第二項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。次条、第三十条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）のうち次に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額が、当該被共済者の當む当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額（当該被共済者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額に百分の九十を乗じて得た金額を超過しているとき）若しくは当該被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額（当該被共済者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る生産数量に第七十七条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超過しているときは、この限りでない。）と、当該被共済者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産数量の合計数量）がその基準生産数量に第七十七条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えていた場合は、この限りでない。）によつて算定した部分

三 特定養殖業の共済契約にあつては、純共済掛け金に相当する部分

四 漁業施設共済（次号に掲げるものを除く。）に係る共済契約にあつては、純共済掛け金に相当する部分

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第二十九条 法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める相当の期間は、同項に規定する死亡、合併による解散、分割又は譲渡しがあった日から十五日とする。

（死亡、解散等の場合の権利義務の承継）

第三十条 法第八十九条第一項後段の農林水産省令で定める方法は、書面（その作成に代えて電磁的記録（法第三十五条第四項に規定する電磁的記録をいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）により当該共済契約に係る漁業の経営の全部の一体としての譲渡しに関する契約又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具の譲渡しに関する契約の内容を明らかにすることとする。

（共済掛け金の払戻し）

第三十一条 被共済者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該共済契約に係る漁業の經營の全部を承継させ、又は当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設若しくは漁具を承継させるものに限る。）をした場合において法第九十条第一項の規定により共済契約がその効力を失ったときは、当該共済契約に係る共済契約者の承継人、当該共済契約に係る漁業の経営の廃止があつたときは当該共済契約に係る共済契約者は、当該共済契約に係る共済掛け金（当該共済掛け金が法第一百九十五条第一項又は第一百九十五条の二第二項の規定による補助に係るものであるときは、その補助に係る部分を除く。次条、第三十条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）のうち次に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金（法第九十三条第一項の規定により組合が支払の責めを免れた共済金を含む。次条、第三十三条、第五十四条の五及び第七十一条の二の二において同じ。）があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額が、当該被共済者の當む当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産金額の合計額（当該被共済者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る生産数量（被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る生産数量に第七十七条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超過しているときは、この限りでない。）と、当該被共游者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る生産数量の合計数量）がその基準生産数量に第七十七条の十四に規定する数値を乗じ、更に、百分の九十を乗じて得た数量を超えていた場合は、この限りでない。）によつて算定した部分

三 特定養殖業の共済契約にあつては、純共済掛け金に相当する部分

四 漁業施設共済（次号に掲げるものを除く。）に係る共済契約にあつては、純共済掛け金に相当する部分

当する部分につき、未経過期間割合によつて算定した部分

五 漁業施設共済（定置網）（令第十九条第六号に掲げる定置網をいう。以下同じ。）に属する漁網を共済目的とするものに限る。）にあつては、共済規程で共済責任期間を危険の程度により分けて定める時期ごとに、純共済掛金のうち当該時期に対応する部分として共済規程で定める部分につき、当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合によつて算定した部分の合計部分

2 前項の払戻しを請求することができる共済掛金の部分を計算する場合は、未経過期間割合及び前項第五号の当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合を日割で計算する。

第三十二条 被共済者は、法第九十一条第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（法第一百五条第一項第一号ロに掲げる組合員であつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる組合員については同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体であつてはその構成員、法第一百五条の三第一項第二号に掲げている組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち前条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しを請求することができる。

前項の払戻しを請求することができる共済掛金の部分の計算については、前条第二項の規定を準用する。

第三十三条 法第九十二条第一項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、組合は、当該共済契約に係る共済掛金のうち第三十一条第一項各号に掲げる部分（当該共済契約について既に支払われた又は支払われるべき共済金があるときは、その共済金の金額を超える部分）の払戻しをしなければならない。ただし、当該共済契約が漁獲共済に係るものである場合において当該被共済者の當む当該漁業の当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額（第一号漁業に係る漁獲共

済について、被共済者が法第九十五条第一項第一号ロに掲げる組合員であるときは、同号ロに規定する中小漁業者の全てを通ずる当該漁業の規定期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とし、第二号漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同項第二号ハに掲げる団体であるときは、その構成員の全てを通ずる当該漁業の当該規定期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の合計額とする。）

がその共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき（第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が同号ロに規定する規約を定めている中小漁業者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のいずれもがその単位共済限度額に百分の九十を乗じて得た金額を超えているとき）又は当該共済契約が特定養殖共済に係るものである場合において、当該被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の失効日までに掲げる組合員であるときは、同号に規定する規約を定めている中小漁業者の當む当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の金額を削減することができる。

年度、当該事業年度において発生した共済事故に係る共済金の支払に不足を生ずる場合には、該共済事故に係る共済金の金額の削減は、当該共済責任期間の開始日から当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額のすべてについて、当該被共済者の當む当該特定養殖業の当該共済契約の失効日までの操業に係る漁獲金額の金額に対する支払う共済金の金額の割合が单一となるようにしなければならない。（共済金の仮渡し）

第三十七条 組合は、共済規程で定めるところにより、共済金の仮渡しをすることができる。（勘定区分）

第三十八条 法第九十七条の農林水産省令で定める勘定区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 漁獲共済に関する勘定
- 二 養殖共済に関する勘定
- 三 特定養殖共済に関する勘定
- 四 漁業施設共済に関する勘定

第五 業務の執行に要する経費に関する勘定

第三十九条 法第九十八条の規定により積み立てなければならない責任準備金の金額は、次に掲げるとおりとする。ただし、定款で定めるところにより、共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金が概算金額をもつて支払われている場合にあつては、その概算金額。以下この項において同じ。）のうち附加共済掛金に相当する部分の一部の金額を減ずることができる。

一 漁獲共済又は特定養殖共済について、次に掲げる金額の合計額

イ 共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の合計額から再共済掛金（法第八十二条第一項後段の規定により共済掛金に相当する部分の金額）を差し引いて得た金額

（共済金の金額は、一万円とする。）

第三十五条 法第九十四条の農林水産省令で定めた金額を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によつて算定した金額の合計額

二 養殖共済について、共済契約ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によつて算定した金額の合計額

三

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号に掲げる事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号に掲げる事業を行う漁業協同組合

第三十四条 組合は、共済金の金額が次条の金額に達しない場合には、その旨を被共済者に通知しなければならない。（免責事由）

第三十五条 法第九十四条の農林水産省令で定めた金額を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によつて算定した金額の合計額

二 共済金の支払又は共済掛金の払いもどし若しくは返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

一 共済金の支払又は共済掛金の払いもどしあるときは、その余裕金を運用してはならない。しかし、その余裕金を運用してはならない。

（余裕金の運用）

第四十一条 組合は、次に掲げる方法によるほか、その余裕金を運用してはならない。

一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号に掲げる事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号に掲げる事業を行う漁業協同組合

2

業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とすること。

四 当該特約に係る共済金は法第百十三条第一項又は第三項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げる金額とする。

イ 被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額を超えるときは、当該事故額

ロ イに掲げるとき以外のときは、その共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）

（継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合の変更）

第五十四条の二 法第百十三条の二第四項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

一 継続契約（法第百十三条の二第二項の継続契約をいう。以下この条から第五十四条の五までにおいて同じ。）の共済金額が法第百十条の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を超える場合

二 継続契約の共済金額が法第百十条第三項の政令で定める金額を下る場合

三 法第一百十一条第一項の割合、法第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

一 前項第一号に掲げる事由のみに該当する場合、法第百十三条の二第四項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるところとする。

割合に相当する割合

二 前項第二号に掲げる事由のみに該当する場合、法令第十条の共済限度額に乗すべき割合に相当する割合

三 前二号に該当する場合以外の場合 農林水産大臣の定める範囲内の割合

第五十四条の三 法第百十三条の二第五項の農林水産省令で定める要件は、次の各号の一に掲げるるものとする。

一 被共済者が自己の責めに帰する事由がなくして直前契約（法第百十三条の二第五項の直前契約をいう。以下同じ。）の共済責任期間において組合から共済金の支払を受けていないこと。

二 被共済者が自己の責めに帰する事由がなくして直前契約の共済責任期間において組合から支払を受けた共済金が当該直前契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に満たないこと。

三 法第百十三条の二第五項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、直前契約の共済金額の共済限度額に対する割合に百分の二十を超えない割合を加えて得た割合とする。

（継続契約に係る共済掛金の払戻し）

第五十四条の四 法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額（第二号契約をいう。以下この条から第五十四条の五までにおいて同じ。）の共済金額が法第百十条の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を超える場合

二 継続契約の共済金額が法第百十条第三項の政令で定める金額を下る場合

三 法第一百十一条第一項の割合、法第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

一 前項第一号に掲げる事由のみに該当する場合、法第百十三条の二第四項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるところとする。

割合に相当する割合

第五十四条の五 法第百十三条の二第七項の農林水産省令で定める額は、当初契約及び継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額に百分の十を乗じて得た金額（第二号契約をいう。以下この条から第五十四条の五までにおいて同じ。）の共済金額が法第百十条の農林水産大臣が定める共済金額の最高限度を超える場合

二 継続契約の共済金額が法第百十条第三項の政令で定める金額を下る場合

三 法第一百十一条第一項の割合、法第百十二条第二項の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合の引上げにより共済契約者の負担が著しく増大する場合

一 前項第一号に掲げる事由のみに該当する場合、法第百十三条の二第四項の規定による変更後の継続契約の共済金額の共済限度額に対する割合は、次に掲げるところとする。

割合に相当する割合

養殖業の種類	小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三條の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくして、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前に日以後にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）
ア症	小割り式一年魚はまち養殖業（令第十三條の二第七項の規定により、自己の責めに帰する事由がなくして、当該当初契約及び継続契約のいずれの共済責任期間においても、組合から共済金が前条で定める額に満たないときは、組合に対し、当該当初契約に係る共済責任期間の終了日の翌日以降法第百十三条の二第二項の農林水産大臣が定める期間を経過した日の一年前に日以後にその共済責任期間の開始日が到来することとなる継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（当該部分が当該当初契約及びすべての継続契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額の四分の一を超えるときは、当該超える部	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）
ア症	小割り式一年魚ひらまさ養殖業（令第十三條の二第二十一号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいわゆる。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）
ア症	小割り式一年魚ひらまさ養殖業（令第十三條の二第二十一号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいわゆる。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）
ア症	小割り式一年魚ひらまさ養殖業（令第十三條の二第二十一号に掲げる小割り式一年魚たい養殖業をいわゆる。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）	小割り式三年魚たい養殖業をいわゆる。）

乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額」とすること。
二 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の第一項に規定する場合に該当し、かつ、事故額がその共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち該特約で定める割合を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超える場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額はその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に百分の五十を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）から基準金額を差し引いて得た金額とする。

三 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の第一項に規定する場合に該当し、かつ、被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とする。

四 当該特約に係る共済金は法第二百二十五条の第一項に規定する場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は次に掲げた。被共済者が地震若しくは噴火又はこれらによる津波で共済規程で定めるものにより操業の制限（共済規程で定める程度のものに限る。次号において同じ。）を受けた場合であつて、事故額がその共済限度額に百分の三十を乗じて得た金額（以下この号において「基準金額」という。）を超えるときに支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は事故額から基準金額を差し引いて得た金額とする。

（継続申込特約に関する規定の準用）
第七十一条の二十一 第五十四条の二（第一項第二号及び第二項第二号を除く。）から第五十四条の五までの規定は、特定養殖共済の共済契約について準用する。この場合において、第五十四条の二第一項第一号中「第一百十条第二項」とあ

るには「第二百一十五条の八第二項」と、同項第三号中「第一百十二条第一項」とあるのは「第二百二十五条の九第一項」と、「第一百十二条第二項」の基準共済掛金率、別表第一の下欄に掲げる割合又は別表第二の中欄若しくは下欄に掲げる割合」とあるのは「第二百二十五条の十二第二項の基準共済掛金率」と、同条第二項第一号中「第二百二十五条第一項第二号」とあるのは「第二百二十五条の八第二項」と、第五十四条の四中「第二号漁業に属する漁業に係る漁獲共済については、被共済者が法第二百五一条第一項第二号」とあるのは「被共済者が法第二百二十五条の三第一項第二号」と読み替えるものとする。

第五節 漁業施設共済

（損壊の程度）

第七十二条 法第二百二十六条第二項の農林水産省令で定める程度は、損壊に係る養殖施設又は漁具をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設又は漁具の損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額を超える程度とする。

（養殖施設の沈没の程度）
第七十三条 令第十九条の二の農林水産省令で定める程度は、沈没に係る養殖施設をその沈没前の状態に復旧するために必要な費用の金額が、当該養殖施設のその沈没前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額を超える程度とする。

（養殖責任期間）

第七十四条 漁業施設共済の共済責任期間は、法第二百三十条の漁業時期のうち当該種類の養殖施設又は漁具をその用に供する期間の全てを含むように定めなければならない。ただし、第四十九条ただし書又は第七十一条の八ただし書の規定により周年操業をする漁業に係る漁獲共済又は特定養殖共済の共済責任期間を第四十九条第二号又は第七十一条の八ただし書に定める期間とし、当該期間を超過するときは、当該事故額を乗じて得た金額を超えるときは、その共済限度額に百分の十、百分の二十又は百分の三十のいずれかのうち当該特約で定める割合を乗じて得た金額（事故額がその共済限度額に当該特約で定める割合を乗じて得た金額に達しないときは、当該事故額）

（損害額を算出するための割合）
第七十六条 法第二百三十五条の割合は、当該共済目的の新品としての価額及び当該共済目的の使用期間を勘案して定めなければならぬ。

施設又は漁具をその用に供する漁業に係る標準的な経営において供用したとした場合において当該漁業に係る法第二百三十条の漁業時期中に減少する当該養殖施設又は漁具の価額を基礎とし、当該漁業時期の開始時からの経過期間に応じて算出される当該養殖施設又は漁具の価額に対する割合により、当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じて定めなければならない。

第五節 削除

（可分養殖施設等）

第七十八条 法第二百三十六条の農林水産省令で定める養殖施設又は漁具（以下「可分養殖施設等」という。）は、次に掲げる養殖施設及び漁網とする。

一 浮流し式養殖施設（令第十九条第一号に掲げる浮流し式養殖施設をいう。以下同じ。）

二 はえ縄式養殖施設（令第十九条第二号に掲げるはえ縄式養殖施設をいう。以下同じ。）

三 くい打ち式養殖施設（令第十九条第三号に掲げるくい打ち式養殖施設をいう。以下同じ。）

四 いかだ（令第十九条第四号に掲げるいかだをいう。以下同じ。）

五 網いけす（令第十九条第五号に掲げる網いけすをいう。以下同じ。）

六 定置網（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第三項の定置漁業以外の定置漁業の用に供するものにあつては、落とし網に限る。）

七 まき網（令第十九条第七号に掲げるまき網をいう。以下同じ。）

（可分養殖施設等の共済事故の特例）

第七十九条 可分養殖施設等を共済目的とする漁業施設共済においては、当該共済目的につき、法第二百二十六条第二項に規定する共済事故のほか、共済規程で定めるところにより、当該可分養殖施設等の供用における一部の損壊、滅失、流失及び沈没で次に掲げるものを共済事故とすることができる。

（共済額）

第七十五条 法第二百三十二条の規定により組合が定める法第二百三十二条第一項の共済価額は、当

により定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するために必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号から第五号までにおいて同じ。）

二 はえ縄式養殖施設にあつては、その損壊

を構成する各網（落とし網以外の定置網に属する漁網にあつてはかき網及び身網、落とし網に属する漁網にあつてはかき網、かこい網（昇り網を含む。）及び箱網をいう。）の損壊

（損壊部分価額がその網のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するため必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。）

三 くい打ち式養殖施設（令第十九条第三号に

構成する漁網にあつてはかき網及び身網、落とし網に属する漁網にあつてはかき網、かこい網（昇り網を含む。）及び箱網をいう。）の損壊

（損壊部分価額がその網のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するため必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。）

四 いかだにあつては、その損壊

（定置網に属する漁網にあつてはかき網及び身網を含む。）及び箱網をいう。）の損壊

（損壊部分価額がその網のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するため必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。）

五 網いけすにあつては、その損壊

（昇り網を含む。）及び箱網をいう。）の損壊

（損壊部分価額がその網のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するため必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。）

六 定置網に属する漁網にあつてはかき網及び身網を含む。）及び箱網をいう。）の損壊

（損壊部分価額がその網のその損壊前の価額として組合が共済規程で定めるところにより定める金額の十分の三以上であつて、その損壊に係る部分をその損壊前の状態に復旧するため必要な費用の金額が損壊部分価額を超える程度のものに限る。次号において同じ。）

七 まき網に属する漁網にあつては、その損壊

（可分養殖施設等に係る共済金の特例）

第八十条 前条の規定により可分養殖施設等の一部の損壊、滅失、流失及び沈没を共済事故とする共済契約に係る共済金の金額は、共済事故ごとに、当該共済金額に法第二百三十五条の割合を乗じ、更に、当該共済事故による損害の程度に応じ組合が共済規程で定めるところにより定める割合を乗じて得た金額とする。

（共済金の支払に関する特約の要件）

第八十一条 法第二百三十六条の二の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該特約に係る共済金は法第二百三十五条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した金額は同条の規定により算定した金額とすること。

二 当該特約に係る共済金は法第二百三十五条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当し、かつ、地震若しくは噴火又はこれによる津波により共済事故が発生した場合に支払うものとし、当該特約に従い算定した

1	この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
2	改正後の漁業災害補償法施行規則別表第四の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則	(平成一一年三月三〇日農林水産省令第一四号)
1	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2	改正後の漁業災害補償法施行規則第七十一条の十七及び第七十二条の二十の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である特定養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。
1	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
2	改正後の漁業災害補償法施行規則第七十一条の十七及び第七十二条の二十の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日以後の日である特定養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

附 則	(平成一一年六月二七日農林水産省令第七一號)
1	この省令は、公布の日から施行する。

附 則	(平成一三年三月二八日農林水産省令第六六號)
1	この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則	(平成一三年三月二八日農林水産省令第七一號)
1	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2	改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約について適用する。
1	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
2	改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約について適用する。
1	この省令は、平成十三年十月一日から施行する。
2	この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則	(平成一三年九月二六日農林水產省令第一二七號)
1	この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

2	改正後の漁業災害補償法施行規則別表第一の規定は、その共済責任期間の開始日がこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約について適用する。
1	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
2	この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
1	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。
2	この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則		(令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号)抄 (施行期日)	
第一条 この省令は、公布の日から施行する。		附 則 (令和四年一二月八日農林水産省令第七二号)	
この省令は、令和五年一月一日から施行する。		(施行期日) 附 則 (令和五年三月二七日農林水産省令第一九号)	
この省令は、令和五年四月一日から施行する。		(施行期日) 附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
この省令は、公布の日から施行する。		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
別表第一 (第五十一条関係)		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
漁業の区分		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
一 第一号漁業		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
(一) 令第五条に規定するわかめをする漁業		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
(二) (一)に掲げる漁業以外の漁業		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
二 第二号漁業		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
(一) 底びき網を使用して営む漁業		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
(二) 流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業(その操業区域の全部又は一部が日本海の海域(北海道松山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台を中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台を中心点を結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。)に係るもの除く。)		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	
(三) さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業		附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六三号)抄	

○・一〇未満	大型化割合の区分	別表第二（第五十一条関係）	大型化後漁船の合計総トン	数の区分	十トン未満	一・〇〇〇	一・〇六三	一・〇九三
○・一〇未満	大型化割合の区分	別表第二（第五十一条関係）	大型化後漁船の合計総トン	数の区分	十トン以上	百 分 の百 分	百 分 の百 分	百 分 の百 分
(四) さし網を使用して営む漁業であつて(二)又は(三)に掲げるもの以外のもの	(五) まき網を使用して営む漁業	(六) はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	(七) はえ縄を使用してふぐ又はまだいをとることを目的とする漁業	(八) 鈎りによつていかをとることを目的とする漁業	(九) 浮はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	(十) はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(九)までに掲げるもの以外のもの	(十一) 標受網を使用してさんまとすることを目的とする漁業	(十二) 敷網を使用して営む漁業であつて(十一)に掲げるもの以外のもの
(十四) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	(十五) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	(十六) (一)から(十五)までに掲げる漁業以外の漁業(十七)及び(十八)に掲げるものを除く。	(十七) 十トン未満の漁船により(一)から(十三)まで及び(十六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて底びき網を使用して営む漁業を主とするもの	(十八) 十トン未満の漁船により(二)から(十三)まで及び(十六)に掲げる漁業のうち二以上の漁業を併せて営む漁業であつて(十七)に掲げる漁業を主とするもの以外のもの				

(二) 底びき網を使用して営む漁業	百分の八十
(一) 流し網を使用してさけ又はまぐろをとることを目的とする漁業(その操業区域の全部又は一部が日本海の海域(北海道桧山郡における境界点と同郡松前町松前小島灯台を中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台を中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。)に係るもの)を除く。)	百分の八十
(三) さし網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の八十
(四) さし網を使用して営む漁業であつて(二)又は(三)に掲げるもの以外のもの	百分の七十
(五) まき網を使用して営む漁業	百分の八十五
(六) はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	百分の八十五
(七) はえ縄を使用してふぐ又はあまいをとることを目的とする漁業	百分の八十五
(八) 鈎りによつていかをとることを目的とする漁業	百分の九十五
(九) 浮はえ縄を使用して又は釣りによつてかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	百分の九十五
(十) はえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業であつて(六)から(九)までに掲げるもの以外のもの	百分の八十
(十一) 棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業	百分の九十
(十二) 敷網を使用して営む漁業であつて(十一)に掲げるもの以外のもの	百分の八十五
(十三) 船びき網を使用して営む漁業	百分の八十五
(十四) 漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の漁業(十七)及び(十八)に掲げるものを除く。)	百分の八十

(十七) 十トン未満の漁船により 使用して営む漁業を主とするもの	九十一
(二) から(十三)まで及び(十六) に掲げる漁業のうち二以上の漁業を 併せて営む漁業であつて底びき網を	八十五
(十八) 十トン未満の漁船により 併せて営む漁業であつて底びき網を	八十五
(二) から(十三)まで及び(十六) に掲げる漁業のうち二以上の漁業を 併せて営む漁業であつて(十七)に 掲げるものの以外のもの	八十五

別表第四（第六十四条関係）

名称	宮城県	水域	東京湾	伊豆駿河	福井県	小浜湾	水域	千葉県富津市と同県安房郡鋸南町と の最大高潮時海岸線における境界点 と神奈川県三浦市剣崎灯台中心点と を結んだ線及び陸岸により囲まれた 水面	水城	宮城県の地先水面	水域	高知県	有明海	水城	愛媛県	南部水	域	北部水	山口県	和歌山 県南部			
瀬戸内海水域	三重県	伊勢湾及びその周辺	伊勢湾	福井県	小浜湾	水域	水域	神奈川県と静岡県との最大高潮時海 岸線における境界点から静岡県御前 崎市御前崎突端に至る静岡県の地先 水面	水城	千葉県富津市と同県安房郡鋸南町と の最大高潮時海岸線における境界点 と神奈川県三浦市剣崎灯台中心点と を結んだ線及び陸岸により囲まれた 水面	水城	宮城県の地先水面	水域	長崎県	長崎県の地先水面	水域	愛媛県	南部水	域	北部水	山口県	和歌山 県南部	
た水域	和歌山県日高郡美浜町紀伊日ノ御埼 灯台を中心点と徳島県阿南市伊島及び 前島を経て同市蒲生田岬灯台を中心点 とを結んだ線、愛媛県西宇和郡伊方 町佐田岬灯台を中心点と大分県大分市 関崎灯台を中心点とを結んだ線並びに 山口県下関市火ノ山下潮流信号所と 福岡県北九州市門司崎灯台を中心点と を結んだ線並びに陸岸により囲まれ	三重県	三重県の地先水面（伊勢湾及びその 周辺水域を除く。）	三重県	愛知県田原市伊良湖岬灯台中心点と 三重県志摩市大王埼灯台中心点とを 結んだ線及び陸岸により囲まれた水面	水域	水域	福井県小浜市松ヶ崎突端と同県大飯 郡おおい町鋸崎燈台中心点とを結ん だ線及び陸岸により囲まれた水面	水城	和歌山県伊勢湾及びその周辺水域を 除く。）	水城	高知県	有明海	水城	長崎県	長崎県の地先水面	水域	愛媛県	南部水	域	北部水	山口県	和歌山 県南部